

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成23年7月20日

世田谷区

### 1. 業務概要

#### (1) 件名

平成23年度「(仮称)世田谷区男女共同参画プラン調整計画」策定支援業務委託

#### (2) 業務内容

世田谷区では、男女共同参画社会の実現をめざして、区の施策の基本方針である、「世田谷区男女共同参画プラン(計画期間:平成19年度~平成28年度)」について、プラン策定後の社会情勢等の変化を踏まえ、平成23年度から平成24年度にわたり見直し検討を行い、「(仮称)世田谷区男女共同参画プラン調整計画(以下「調整計画」という。)を平成24年度に策定する。

平成23年度における本業務は、この調整計画の平成24年度策定を見据え、各種検討会議体の資料作成及び運営支援、企画立案、国・他の自治体の取組み状況や社会動向等の情報収集など、調整計画の策定に向けた初年度の取組みに係る支援業務の委託を行うものである。

#### (3) 履行期間

契約締結の日より平成24年3月23日

### 2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登載されていること。
- (3) 世田谷区から指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- (4) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (5) 電子自治体共同運営電子調達サービスの入札参加資格(物品)で世田谷区に申請があり申込日現在、営業種目が「市場・補償鑑定関係調査業務」の共同運営格付A~Cを有し、取扱品目が「市場・経済調査」及び「社会・経営調査」に登録があること。

### 3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書の提出者数を概ね4社とする。このため、上記参加資格要件を満たす事業者の参加申込みが多数となった場合は、事業者の実績及び担当者の実績・経歴等を基準に提案書の提出者を選定する。

この結果は、提案書提出開始日の前日までに、参加表明事業者に文書等にて通知する。

### 4. 事業者を特定するための評価項目

提案書は、以下の内容について採点方式により評価する。

- (1) 企業信頼度
- (2) 事業者及び担当者の実績及び経歴等
- (3) 業務の実施体制
- (4) 男女共同参画についての理解度等

- (5) 区に関連計画への理解度等
- (6) 国、都、その他の自治体の動向等の把握
- (7) 検討委員会等の運営支援能力
- (8) 見積金額及び内容の妥当性

## 5. 手続き等

### (1) 担当所管課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第1庁舎1階5番窓口  
世田谷区生活文化部男女共同参画担当課  
電話 03-5432-2260 ファクシミリ 03-5432-3005

### (2) 平成23年度「(仮称)世田谷区男女共同参画プラン調整計画」策定支援業務 委託業者募集説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 : 平成23年7月20日(水)から8月2日(火)  
交付場所及び方法 : 世田谷区ホームページにて公開(ダウンロード可能)  
区のホームページ [暮らし・生活](#) [おしらせ](#)  
または、(1)の窓口で配布

### (3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

提出期間 : 平成23年7月20日(水)から8月2日(火)午後5時まで  
提出場所 : 上記 担当所管課窓口  
提出方法 : 持参に限る

### (4) 提案書の提出期間、場所及び方法

提出期間 : 平成23年8月4日(木)から8月22日(月)午後5時まで  
提出場所 : 上記 担当所管課窓口  
提出方法 : 持参に限る

## 6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 有  
《平成24年度予定業務》  
業務件名 : 平成24年度「(仮称)世田谷区男女共同参画プラン調整計画」策定支援業務委託  
履行期間 : 平成24年4月1日より平成25年3月20日  
業務内容等詳細は説明書による。
- (5) 関連情報を入手するための照会方法 区ホームページ及び区政情報センターなど
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。
- (8) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる事業者の費用については、世田谷区では一切負担しない。
- (9) 本選定の過程において事業者から提出された資料等については返却しない。